

中国の新『会社法』を活用した知財訴訟案件における執行率の向上



中国弁護士 李 蕾
中国弁護士 尉 力

要 約

2023年12月29日、中国会社法は10年以上ぶりの大幅に改正された。登録資本金制度、株主の出資期限、会社設立・清算制度などが修正され、旧会社法の実施過程で生じた登録資本金の過大申告、出資期間の長期化、ペーパーカンパニーの蔓延、株主による会社を利用した債務逃れなどの問題の抜け穴が是正された。これにより、市場取引の安全な経営環境が整備され、債権者の合法的権益が侵害されず、経済全体が安定的かつ秩序ある発展を遂げることが保障される。改正された会社法（以下、「新会社法」とする）は2024年7月1日から正式に施行された。

会社法は知財分野と直接の関連性はないものの、知財保護の実務では、会社法の関連規定が頻繁に援用されている。今回の会社法の大幅な改正は、知財訴訟における損害賠償額の執行、侵害主体の確定などの面でプラスの影響を及ぼす。

目次

- はじめに
- 中国会社法改正の経緯
- 改正前の「会社法」の実施過程で生じた問題点
 - ペーパーカンパニーの蔓延が最大の弊害の一つ
 - 株主による会社の独立法人格および有限責任を利用した債務逃れ行為の増加
 - 株主による株式譲渡、代表者変更等による債務逃れの蔓延
 - 判決の執行率低下による原告の利益侵害と市場取引コストの増大
- 新会社法改正における重点条項と知財権に関する判決の執行への影響
 - 新設：有限会社の登録資本金は5年以内に払い込まなければならない
 - 新設：早期払込みの請求制度
 - 新設：未払込の株式を譲渡する場合、譲受人に対する出資義務の補充責任
 - 新設：会社の「水平的な法人格否認」制度
- 新会社法に基づく知財権行使事件の執行率向上に関する提言
 - 侵害会社の株主に対する積極的な賠償責任の追及
 - 訴訟における被告の増加と侵害責任を負う主体の範囲の拡大
- 終わりに

1. はじめに

本稿では、会社法改正の経緯と旧会社法の実施過程で生じた問題を紹介し、今回の新会社法で重点的に改正・新設された法制度と法条の内容を詳細に説明する。また、今回の法改正が知財保護に与える影響を分析し、新会社法施行後の知的財産保護の実務について提言する。

2. 中国会社法改正の経緯

1993年の中国会社法の制定・施行以来、会社法は計6回改正されている。1999年と2004年に、主に国有独資会

社の組織構造⁽¹⁾や会社の株式発行価格⁽²⁾について、第1回と第2回の小規模な改正が行われた。2005年には、大規模な改正が行われ、登録資本金制度⁽³⁾および法人格否認制度⁽⁴⁾などの改正と追加がされ、中国経済の急速な発展に適応するための会社法の主な枠組みと内容が確立された。2013年と2018年にも、最低登録資本金額の撤廃、払込資本制⁽⁵⁾から引受資本制⁽⁶⁾への変更、登録資本金の検証廃止⁽⁷⁾などに重点が置かれ、2回の小規模な改正が行われた。今回の会社法の改正は6回目である。

会社法の改正の歴史を見ると、平均して5年ごとに改正が行われており、中国政府が会社の経営活動に対する規制を段階的に緩和していることがわかる。会社法改正の主な目的は、経済活力を高め、経済発展を加速し、自主創業を奨励し、外国企業による中国での投資を拡大することにある。同時に、中国の急速な経済発展の過程で生じた様々な問題を是正することも狙いとしている。

3. 改正前の「会社法」の実施過程で生じた問題点

今回の第6回会社法改正案は、2018年会社法の条項を改正するとともに、多くの新たな制度と規定を追加した。その目的は、会社法の実施過程で生じた登録資本金の過大申告、ペーパーカンパニーの増加、株主の債務回避などの問題を解決し、会社の経営活動における系統的なリスクを避け、国全体の経済発展を危険にさらすことを防ぐということである。

3. 1 ペーパーカンパニーの蔓延が最大の弊害の一つ

2013年会社法第4回改正案では、登録資本金の払込制が引受制に変更され、検証手続きが撤廃された。株主が会社設立時に登録資本金を全額払い込む必要がなくなり、登録資本金の額と引受出資期限を自由に選択することができる。これで会社設立の手続きが大幅に簡素化され、会社設立のコストが下がり、資金の使用効率が向上し、法制度の面から自主創業を奨励する。この改正の目的は、民間経済の発展を大いに促進し、経済発展の原動力を活性化し、自主創業の積極性を高めることにあった。2023年の中国国家市場監督管理総局の統計によると、中国の企業数は2014年の1,303万社から2023年11月末には4,839万社へと3.7倍⁽⁸⁾も増えた。データから見ると、払込資本制は確かに民間経済の発展を効果的に促進し、ビジネス環境を最適化したと言える。

しかし、その一方で、盲目的な引受、法外な引受、出資時間の長期化などの問題も目立っており、出資額が数千億元、出資期限が50年以上に及ぶ会社が少なからず存在し、真実性の原則に反し、客観的常識に反している。一部の会社は、表面上に強大な実力と十分な資金を有するように見せかけ、投資を誘致し、取引機会を増やすために、実際に登録資本金を全額払い込む意思がないにもかかわらず、登録資本金を大幅に引き上げている。2024年1月12日付の『中国新聞週刊』の報道によると、2023年9月から10月にかけて、海南省三亜市に登録資本金が7万億元（約140兆円）以上の企業が4社現れたが、出資期限は公表されていない。一方、海南省の2022年のGDPは7千億元（約14兆円）にも満たない。明らかに、この4社の登録資本金には不合理な水増しがあり、ペーパーカンパニーである可能性が高い。

この事例から見ると、登録資本金引受制の下では、登録資本金の過大申告や出資期限の長期化が深刻であり、ペーパーカンパニーが非常に普及していることが分かる。企業の内部資金は非常に少ないか、全くない場合もあり、債権紛争が発生しやすく、債権者が債権を回収できなくなる。これは一方で、登録資本金が企業の資金信用を表す機能を形骸化させ、市場取引における信用評価コストを増大させ、企業が長年にわたって実際の出資が「ゼロ」である現象を引き起こしている。他方で、法制度において企業の株主の出資に対する法的拘束力を弱体化し、客観的に投資の真実性と有効性に影響を与え、債権と株主権の紛争が発生しやすい。

3. 2 株主による会社の独立法人地位および有限責任を利用した債務逃れ行為の増加

法人の独立地位⁽⁹⁾および株主の有限責任⁽¹⁰⁾は、会社制度の核心と魂である。しかし、多くの株主が法人の独立地位および株主の有限責任を利用して債務を逃れ、会社を「盾」として利用し、自らの責任を免れている。その結果、債権者は債権に含まれる利益を回収できないが、会社の株主は法の網をくぐり抜けることができる。特に

2013年の「会社法」第4回改正以降、最低登録資本金額が撤廃され、登録資本金の払込制が引受制に変更された。この条項の施行により、会社設立の利便性を提供すると同時に、大量のペーパーカンパニーを生み出した。つまり、これらの会社には何の資産もなく、実際の業務も行っておらず、会社が株主の債務回避のツールになってしまった。

知財侵害事件において、侵害者がペーパーカンパニーである事例が珍しくない。特に輸出分野では、このような現象が顕著である。税関での侵害品差止案件では、侵害者は通常、通関代理会社である。権利者が高額な損害賠償判決を得ても、執行段階では賠償金を十分に獲得できないケースが頻発している。その主な要因は、侵害者がペーパーカンパニーであり、登録資本金が実質的に払い込まれておらず、会社名義の資産もないことにある。

対策としては、株主との交渉を通じて賠償を得ることが可能である。しかし、株主が逃亡した場合、このような事案では「債権」の取得にとどまり、「債権」の現金化は株主の「協力度」に依存せざるを得ない。以前の法制度や法体系では、このような債権の履行を確実に保証する手段が欠如していた。

3. 3 株主による株式譲渡、代表者変更等による債務逃れの蔓延

「信用喪失被執行者の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」1条および「最高人民法院による被執行者の高消費の制限に関する若干規定」1条の規定によると、判決確定後、債権者の執行申立を受けて、裁判所が被執行人に執行可能な財産がないと判明した場合、当該被執行人である会社は信用喪失被執行者名簿と高消費制限名簿に登録され、併せて会社の代表者も高消費制限名簿に入れられる。

しかしながら、実務上、一部の会社の代表者や株主は、債権者が訴訟を起こした後、または起訴前に、株式譲渡や法定代表者の変更を行っている。具体的には、株式を高齢の両親や親族・友人に譲渡し、代表者を同時変更するケースが散見される。その結果、裁判所が会社に対して強制執行を行い、関連名簿に登録しても、元の株主や代表者には影響を及ぼすことができない。

また、関連会社や子会社を設立し、これらの会社間での架空取引などの方法で、資産を移転し、訴訟対象会社の執行可能な資産を意図的に減少させる株主も存在する。このような手法により、債権者の債権実現が困難になっている。

筆者も知財事件でこのような状況に遭遇したことがある。ある欧州の著名企業の侵害訴訟を代理した際、侵害会社の実質的支配者はこのような手段を用いた。すなわち、侵害行為発覚時点では、この実質的支配者が侵害会社の株主および代表者であったが、侵害行為の証拠収集段階では、すでに株主および代表者が他者に変更された。会社登記資料の調査結果、変更後の株主および代表者はその実質的支配者の父親であり、当時70歳を超えたことが判明した。その後、民事訴訟を経て高額な賠償命令を得たが、執行段階では十分な執行ができなかった。

実務において、会社の実質的支配者が株主や代表者の変更を通じて、複数の会社を裏で操り、高齢者を代表者や株主に就任させるケースが頻発している。高齢者にとっては、信用喪失被執行者名簿や高消費制限名簿への登録は影響がほとんどなく、かつ、その人が死亡すると、賠償判決が永久に執行不能となる可能性がある。

3. 4 判決の執行率低下による原告の利益侵害と市場取引コストの増大

前述の3つの問題は、以前の会社法の実施過程で生じた課題であり、法律や法規による規制が急務であり、今回の会社法第6次改正で重点的に解決すべき問題でもある。知財訴訟の分野でも、これらの問題は深刻化している。

知財保護実務では、侵害者はよく1社または複数のペーパーカンパニーを設立している。これらの会社は登録資本金を実質的に払い込んでおらず、名目上も資産を保有していない。権利者が侵害行為を発見した後、これらの会社のみを侵害者として訴えることができるが、これらの会社の株主や代表者は、提訴されたことを知った直後に、株式譲渡や代表者変更を行う。その結果、権利者が高額な賠償判決を得たとしても、賠償金の執行が困難となり、会社の背後にいる実質的支配者、すなわち侵害行為の実際の実施者に対して、効果的な制止・処罰措置を講じることができず、侵害行為の抑止効果も大きく損なわれる。

4. 新会社法改正における重点条項と知財権に関する判決の執行への影響

今回の会社法の改正は大幅なものであり、多くの条項が改正・削除され、新条項も多数追加された。その中で、知財権の権利行使事件に影響を与える条項は以下の通りである。

4. 1 新設：有限会社の登録資本金は5年以内に払い込まなければならない

新会社法の47条⁽¹¹⁾と266条⁽¹²⁾の規定によると、新設立の有限会社は、会社設立後5年以内に登録資本金をすべて払い込まなければならない。すでに設立されている会社についても、新会社法は5年以内の払い込みを段階的に調整することを要求している。つまり、すべての会社が5年以内に登録資本金を払い込むという規定を遵守しなければならない。出資期限や出資額が明らかに異常な場合も調整が必要となる。例えば、前述の登録資本金がそれぞれ7万億元以上である海南省三亜市の4社について、具体的な調整方法は新会社法では明確に規定されていないが、今後、国務院が実施方法を公布する予定である。

上述の新規定は、登録資本金の出資期間の長期化、出資額の明らかな過大設定、株主による登録資本金の未払い込みなどの状況を防止することを目的としており、ペーパーカンパニーの出現を効果的に抑制し、ある程度債権者の権益を保護することができる。新会社法の施行により、前述のような海南省の超高額登録資本金の会社の出現は見込まれず、多数の会社が集中的に抹消または減資される可能性がある。

知財権行使事件への影響

新会社法の施行により、株主はより厳格な出資義務に直面することになり、ペーパーカンパニーを設立して侵害行為を行うようなケースは減少すると予想される。会社名義で執行可能な財産がある可能性も高まる。一方で、厳格な出資義務により、株主が会社設立を断念し、会社名義ではなく個人名義で直接に侵害行為を実施するようになることも想定される。これで、個人が侵害行為に直接関与している証拠を得やすくなり、訴訟で個人を被告とし、個人に侵害責任と賠償責任を負わせることが可能となり、賠償判決執行できる可能性が高まると考えられる。

4. 2 新設：早期払い込みの請求制度

新会社法54条⁽¹³⁾は、早期払い込みの請求制度を新たに設けており、有限責任会社の登録資本金を5年以内に払い込まなければならないという規定と併せて施行される。この制度の新設の主な目的は、債権者の権益保護にある。具体的には、会社に執行可能な財産がなく、かつ株主が登録資本金を払い込んでいない状況で、株主の責任追及が困難となることを解決するためである。また、株主が引受制度の抜け穴を利用して会社の登録資本金の払込を回避し、登録資本金が形骸化することを防ぐ意図もある。本制度の新設で、債権者は出資義務を履行していない株主に対し、たとえ払込期限が未到来であっても、期限を繰り上げて払い込みを要求することが可能となる。これで執行可能な財産を確保し、債権者の合法的権益を保障することが期待される。

新会社法が施行されたばかりのため、債権者が株主に出資義務の前倒しを要求するための具体的な手続きは現時点では不明確である。合理的な推測によれば、本制度の適用前提として、会社が期限到来債務を弁済できないとの認定が必要となる。このような認定は通常、裁判所による審理を経て最終的に確定されるため、債権者が別途株主を訴え、早期払込義務の履行を請求することが必要となる可能性が高い。

知財権行使事件への影響

実務と結び付けて考察すると、例えば、侵害会社の登録資本金が10万元で、株主の出資期限未到来かつ全額未払込で、侵害訴訟において裁判所が侵害会社に対し権利者への50万元の賠償を命じた。執行手続きにおいて、裁判所が会社に執行可能な財産がないことを確認した。その時、会社の財産では賠償金額の弁済に不十分であり、かつ株主が連帯侵害責任を負わない場合、権利者は株主に出資義務の前倒しを求めることができる。ただし、株主の責任は10万元の登録資本金の範囲内に限定される。つまり、権利者が得られる賠償金額は最大で10万元となる。しかし、新会社法施行前には、株主に賠償を請求できず、一銭でも賠償を得られない可能性があった状況に比べ、

この新規定は株主に対する責任制約をさらに強化し、権利者の合法的な権益をある程度保護するものと評価できる。

筆者が最近扱った複数の税関での侵害事案に照らすと、被告がペーパーカンパニーで、執行可能な財産がなく、株主も登録資本金を払い込んでおらず、出資期限も未到来であった。このような場合、新会社法に基づき、原告は、株主の出資義務期限の前倒しを請求し、株主に即時の払込みを要求することができる。その結果、会社に執行可能な財産が生じ、賠償金額の全額は困難であっても、少なくとも一部の賠償金額の執行ができる。

4. 3 新設：未払込の株式を譲渡する場合、譲受人に対する出資義務の補充責任

新会社法 88 条⁽¹⁴⁾は、株式譲渡人が出資義務に対して補充払込責任を負う新制度を規定している。前述のように、会社の経営が悪化し赤字に陥り、又は高額な賠償責任が言い渡された場合、引受資本金分の株式を履行能力のない親族やその他の者に譲渡することは、債務回避の手段としてよく見られる。新会社法の施行後、株主の株式譲渡による債務逃れは制限されることになる。具体的には、株式の譲渡人が期限内に引受資本金を全額払い込まない場合、譲渡人は補充払込責任を負わなければならない。株主が引受資本金を一切払い込んでおらず、経済力のない親族や友人に株式を譲渡し、会社の登録資本金が払い込まれなくなった場合、元の株式の譲渡人は引き続き引受資本金全額の払込義務を負わなければならない。この制度を設けた目的は、株主が安易に株式譲渡により責任を逃れることを防止することにある。株主が株式を譲渡しても、その出資責任は株式の譲渡とともに消滅するのではなく、引き続き元の株主と関連付けられる。同時に、この制度は前述の「5年以内に登録資本金を払い込む制度」と「早期払込みの請求制度」とも相互に連動し、株主の出資義務をより厳格にし、債権者の執行可能性を向上させている。

また、この制度は前述の二つの制度と併用する必要があるため、実務上の運用では、債権者が譲渡人と譲受人を別途提訴し、譲渡双方に共同で出資責任を負うよう求める必要が生じる可能性がある。

知財権行使事件への影響

この規定は、株式譲渡を一定程度制限しており、株式譲渡による責任回避のケースを減少させる可能性がある。侵害会社の株主が株式譲渡により責任を逃れようとした場合、権利者はこの規定を適用し、譲受人が実際に出資していない場合、譲渡人にも出資義務を負わせることができる。これにより、賠償責任を負う主体をさらに拡大し、賠償を得る可能性が高めることができる。

前述の筆者が扱ったある欧州の著名企業の被侵害事案を例にとると、新会社法が施行された現在では、当該事案の侵害会社の実質的支配者が株式を譲渡したとしても、権利者はその支配者に出資義務の補完責任を負わせることを要求することができ、賠償金を得られる可能性が高まる。

4. 4 新設：会社の「水平的な法人格否認」制度

新会社法 23 条⁽¹⁵⁾ 1 項および 3 項は 2018 年会社法の規定を基本的に踏襲している。1 項は、会社の「法人格否認⁽¹⁶⁾」制度（中国では「揭开法人面纱（法人のベールを剥ぐという意味）制度」とも呼ばれる）に関するものであり、3 項は株主が 1 名のみの会社に対しては、株主が、自己の財産と会社の財産との独立性を証明できない場合、会社の債務に対して連帯責任を負うという規定である。この 3 項の規定は、これまでの知財権行使事件で広く適用されており、一人会社の株主は通常、被告として会社とともに訴えられることになる。

新会社法の改正では、23 条 2 項に「水平的な法人格否認⁽¹⁷⁾」制度が新設された。この制度により、株主が支配する他の関連会社の責任を追及することができ、各関連会社に連帯賠償責任を負わせることを要求し、責任を負う主体の数を増やすことができる。

知財権行使事件への影響：

この規定は責任を負う主体の範囲を拡大し、被告の選択肢を増やした。知財訴訟において、被告の選択肢が多ければ多いほど、執行可能性が高くなる。したがって、実務では権利者が可能な限り被告を増やし、これらの被告に

連帯責任を負わせるようにしている。新会社法 23 条 2 項の規定は、権利者に被告を選択する機会を与え、株主が支配する複数の会社をいずれも被告の選択肢とすることが可能になっている。

新会社法は施行されたばかりで、関連判例はまだないが、過去の判例を通じて、この新规定が適用されるシナリオと可能性を分析することができる。

中国江蘇省裁判所の 2016 年度トップ 10 代表判例の 1 つである原告の櫻花衛厨（中国）股份有限公司が、被告の蘇州櫻花科技發展有限公司、屠榮齡らを相手取って起こした商標権侵害および不正競争紛争事件⁽¹⁸⁾では、被告の屠榮齡と余良成が、蘇州櫻花科技發展有限公司、中山櫻花集成厨衛有限公司、中山櫻花衛厨有限公司など複数の会社を相次いで設立し、原告に対する商標権侵害および不正競争行為を行った。江蘇省高級裁判所は二審において、これらの会社の企業名称が原告の商標権を侵害し、不正競争を構成すると判断した。また、原告の商標に類似する標識の付いたガス器具などの製品を販売したことは商標権侵害を構成し、悪意が明らかであると判断した。さらに、屠榮齡と余良成が上記の会社を支配して侵害行為を行い、二人が全事件の侵害行為に重要な役割を果たし、侵害の悪意が明らかであるため、上記の会社と共同で連帯責任を負うと判断した。最終的に、上記の会社に対して侵害行為の停止、企業名称の使用停止を命じ、原告に 200 万元の賠償判決を下し、屠榮齡と余良成に連帯責任を負わせた。

この事件では、江蘇省高級裁判所は侵害者の悪意に基づき、共同侵害理論を適用し、同一の事件で各会社およびその株主に連帯責任を負わせるという点で革新的であった。江蘇高級裁判所は知財裁判の分野で中国のトップレベルで、多くの代表的な事例を審理したが、このような判例は極めて稀である。通常では、株主が複数の会社を支配してそれぞれ侵害行為を行った場合、裁判所は権利者に対し、異なる会社の侵害行為ごとに個別の訴訟を提起するよう求め、1 件の訴訟にまとめて訴えることを認めない傾向にあった。裁判所がこのような立場をとる理由は明確である。侵害行為を実施しているのは、法的には異なる主体である会社だからである。株主の構成が高度に重複しており、同一の株主であっても、会社の法人独立地位と株主の有限責任制度に基づき、各会社は独立した主体とみなされる。従来法理では、株主を介して異なる会社を相互に関連付け、それらの会社と株主に連帯責任を負わせることは困難であった。

しかし、新会社法の「水平的な法人格否認」制度はこの状況を大きく変えた。この新制度の下では、侵害者の悪意や会社間の株主構成の類似性などの要因を証明することで、株主による会社の独立法人地位と株主の有限責任の濫用を主張し、各会社と株主に連帯侵害責任を負わせることが可能となる。これにより、1 件の訴訟において複数の会社と株主を共同被告として訴えることができ、被告の選択肢を広げ、分割処理を回避できる。

今後、権利者が前述の判例のような状況に遭遇する場合、新会社法の「水平的な法人格否認」制度を援用して、各会社と株主に連帯責任を負わせることを裁判所に主張できる。これにより、権利者の主張がより強固な法的根拠を持つようになり、裁判所の法律適用の圧力が軽減され、侵害行為を徹底的に取り締まることが可能となり、判決の執行可能性も高まる。

上述のように、新会社法の改正は、知財権行使事件に明らか顕著な積極的影響をもたらすと考えられる。具体的には、判決の執行率の向上、被告の選択肢の拡大、そして権利者の合法的権益のより強力な保護が期待される。特に、複雑化する企業構造を利用した侵害行為に対し、より効果的な法的対策が可能になるものと評価できる。

5. 新会社法に基づく知財権行使事件の執行率向上に関する提言

5. 1 侵害会社の株主に対する積極的な賠償責任の追及

新会社法の施行により、執行率の向上が期待できる。5 年以内に登録資本金の払込制度、早期払込みの請求制度、株式譲渡時の補充責任制度などを活用し、権利者は各事案で積極的に会社の株主の責任を追及する方法を模索することができる。侵害会社の株主をも被執行人にすることを目指し、株主に個人財産で賠償責任を負わせることで、執行可能性を大幅に高め、実際に侵害行為を行った株主が法の裁きを逃れることがないようにする。これは他の侵害者に対する抑止でもある。

実務において、具体的な提言は以下の通りである。

- 1) 市場監督管理局で侵害会社の工商登記ファイルを精査し、侵害会社の設立時期、登録資本金の払込状況、株主情報、株式譲渡状況などを詳細に把握する。特に、登録資本金の払込状況、株式譲渡の動向やその他の会社登録変更事項に注意し、執行段階で株主を被執行人とするための基礎を築く。
- 2) 執行段階で積極的に裁判所に侵害会社の登記ファイルを提出し、規定期限内の登録資本金未払込や株式譲渡などの証拠を示す。これにより、裁判所に株主を被執行人とすることを請求し、株主に出資義務を履行させ、執行可能な財産を確保する。
- 3) 現在、新会社法は施行されたばかりであり、執行段階で株主を直接被執行人に追加することができるかどうかは不明確である。裁判所が株主を被執行人とすることを認めない場合、権利者は別途提訴し、株主に侵害会社への出資義務の履行を求めることができる。

5. 2 訴訟における被告の増加と侵害責任を負う主体の範囲の拡大

会社法の既存の「法人格否認」制度および新設の「水平的な法人格否認」制度は、いずれも権利者が被告の選択肢を拡大するための法的基盤を提供している。権利者は、侵害事案の具体的な状況に応じて、侵害会社、株主、代表者等と関係のある全ての会社を被告として一括して提訴することを検討すべきである。これにより、被告の数と執行の可能性を増加させるとともに、侵害会社の実質支配者へ責任を追及することができ、侵害者への抑止力が高まり、再犯防止につながると考えられる。

実務における具体的な措置としては以下が挙げられる。

- 1) 侵害会社の広告宣伝、事務所、工場、倉庫、人員構成などの情報を調査し、侵害会社とその株主が設立した関連会社との関係を明らかにする。侵害会社と関連会社の間で財産や人員の混同がある場合、または侵害製品の宣伝、販売、アフターサービスの提供などの侵害行為を共同で実施した場合、関連会社も被告として提訴することができる。
- 2) 侵害会社と関連会社のいずれかが、株主が1名のみ会社である場合、新会社法の株主が1名のみ会社に関する規定に基づき、その株主を直接被告として提訴することができる。
- 3) 侵害品の公証購入を実施し、会社の株主が個人名義で侵害行為に関与した証拠（例：株主個人名義の銀行口座、アリペイ口座や WeChat 口座での代金受取）をできる限り収集する。

6. おわりに

新会社法の改正案が発表されて以来、中国の法学界と経済界から高い関心と活発な議論を呼び、提案が相次いでいた。新会社法が注目を集める理由は、長年にわたる中国会社法の最大の改正であるだけでなく、債権者の利益を保護するために、株主の出資義務を大幅に強化し、多くの新制度を創設していることにある。これにより、中国会社法施行30年来の抜け穴や問題を解決し、株主による会社の独立法人格と株主有限責任の濫用行為を抑制し、会社制度の合法かつ合理的な運用を保障する。また、中国の急速な経済発展に適応し、良好なビジネス環境を維持するための制度的保障を提供し、起業家や海外の投資家の中国における投資や起業の意欲を高めることが期待される。

知財権利者にとって、新会社法の改正は明らかな追い風となる。株主の賠償責任を追及できる可能性が高まり、執行可能性が大幅に向上するだけでなく、被告の選択肢も拡大する。これにより、侵害行為に対する取締の範囲と強度が増大し、重複侵害の抑止にもつながる。したがって、会社法の改正は、制度面で知的財産権の保護を強化し、より多くの権利者が積極的に権利保護に取り組むことを促進すると考えられる。

具体的な効果については、新会社法の施行後の動向を注視する必要がある。今後、実務での適用状況や判例の蓄積を通じて、新会社法の実効性と課題がより明確になっていくものと予想される。

(注)

- (1) 1999年の「会社法」改正では、第67条に「国有独資会社の監査役会は、国務院または国務院が権限を与えた機関・部門から派遣された人員で構成され、会社の従業員代表も参加する」の規定が追加された。

- (2) 2004年の「会社法」の改正では、旧「会社法」第131条第2項の会社株式のプレミアム発行には証券管理部門の承認が必要とする規定が削除された。
- (3) 2005年の「会社法」の改正では、旧「会社法」で定められていた有限会社と株式会社の最低登録資本金が引き下げられた。改正後の有限会社の最低登録資本金は3万元、株式会社の最低登録資本金は500万元となった。
- (4) 2005年の「会社法」の改正では、第20条に法人格否認制度が新たに追加された。これにより、会社の株主が会社法人の独立した地位や株主の有限責任を濫用し、債務を回避し、会社の債権者の利益を著しく損なった場合には、会社の債務に対して連帯責任を負うことが定められた。
- (5) 払込資本制とは、会社設立時に規定に従って一定の資金を会社の登録資本金として納付しなければならない制度である。2013年の「会社法」の改正前は、会社の株主は登録資本金を全額払い込まなければならないが、会計事務所が発行する資本検証報告書を提出し、監査部門の審査を通過して初めて監査部門から営業許可証が発行され、会社は正式に営業を開始できた。
- (6) 引受資本制とは、株主が自主的に登録資本の総額、出資の比率、方法、期限などを決定し、実際に出資を行う必要がなく、資本検証報告書の提出も不要で、監査部門も登録資本金の実際の出資状況を審査しない制度である。2013年の「会社法」の改正後、この制度が正式に実施された。
- (7) 2013年の「会社法」の改正では、会社の登録資本金の最低限度額に関する規定が削除され、株主が登録資本を納付した後に資本検証機関が資本検証証明を発行しなければならないという規定も削除された。
- (8) 「引受資本制度の改善信用秩序あるビジネス環境の創造」中国国家市場監督管理総局政府情報公開、2023年12月30日
- (9) 法人の独立地位とは、ある組織が法律上、自然人と同様の地位を付与され、独立した民事権利能力および民事行為能力を有し、自然人と同様に民事活動に参加し、民事権利を享有し、民事義務を負うことができることを指す。
- (10) 株主有限責任とは、株主が投資（出資額または株式）の範囲内で会社に対して責任を負うことを意味し、会社の責任は会社の責任であり、原則として株主に対して追及することはできない。
- (11) 「会社法」第六次改正案第四十七条では、有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。全株主の引き受けた出資額は、株主が会社定款の規定に従い会社成立の日から5年以内に全額払い込む。法律、行政法規及び国務院の決定に有限責任会社の登録資本金の実際の出資額、登録資本金の最低限度額、株主の出資期限について別段の規定がある場合は、その規定に従う。
- (12) 「会社法」第六次改正案第二百六十六条では、本法施行前に登記設立済みの会社について、出資期限が本法に定める期限を超えている場合、法律、行政法規又は国務院に別段の規定があるときを除き、段階的に本法に定める期限内へと調整しなければならない。出資期限、出資額に明らかな異常がある場合、会社登記機関は、法により遅滞なく調整するよう要求することができる。具体的な実施規則は、国務院が定める。
- (13) 「会社法」第六次改正案第五十四条では、会社が期限の到来した債務を弁済することができない場合、会社又は期限の到来した債権の債権者は、出資を引き受けたが出資期限が到来していない株主に繰り返し出資を払い込むよう要求することができる。
- (14) 「会社法」第六次改正案第八十八条では、株主が出資期限の到来していない持分を譲渡する場合、譲受人が当該出資を払い込む義務を負う。譲受人が期日どおりに出資を全額払い込まない場合、譲渡人は、譲受人が期日どおりに出資金を払い込まないことについて補充責任を負う。
会社定款に定める出資日どおりに出資を払い込まない株主、又は出資する非貨幣性財産の実際の価額が引き受けた出資額を著しく下回る株主が持分を譲渡する場合、譲渡人は、譲受人と連帯して出資不足の範囲内において責任を負う。譲受人が上記状況の存在を知らず、かつ知りうべきでない場合、譲渡人が責任を負う。
- (15) 「会社法」第六次改正案第二十三条では、会社の株主は、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用し、債務を免れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務について連帯責任を負わなければならない。
株主が自己の支配下にある2社以上の会社を利用して前項に定める行為を行った場合、各会社は、いずれの会社の債務についても連帯責任を負わなければならない。
1名だけの株主を有する会社において、株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明できない場合、会社の債務について連帯責任を負う。
- (16) 「法人格否認」とは、会社の株主が会社法人の独立地位および株主の有限責任を濫用して債務を逃れ、債権者の權益を著しく損なった場合に、債権者が会社の法人格を否認し、法人格を濫用した株主に対して会社の債務について連帯責任を追及することができるという法律制度である。
- (17) 「水平的な法人格否認」とは、株主が支配する二つ以上の会社や子会社を利用して債務を逃れ、債権者の權益を著しく損なう行為を行った場合に、その支配下にある会社も会社の債務について連帯責任を負いという理論である。株主が支配する会社間の並列的な責任関係を処理するものである。
- (18) (2015) 蘇知民終字第 00179 号

(原稿受領 2024.9.3)